

特定空き家対策について

【総務産業常任委員会】

令和5年度 空き家等対策における取組

資料-1

- 【取組内容】
- 「特定空き家等」に対する特措法に基づく指導書送付
 - ・電話等での直接連絡、現地での訪問指導
 - 広報活動
 - ・HP・町報等でお盆などの帰省時期に合わせて広報、区長会での協力依頼
 - 相談対応
 - ・管理者または相続者からの相談、住民からの通報
 - 他機関連携
 - ・町内関係部署、民間業者との連携

令和5年度 特定空き家等に対する指導状況

R.6.3末時点

特定空き家数		指導に対する是正状況			指導に対する対応状況 (58件)						
		解体、利活用			回答有			回答無等		その他	
		R5実施		小計	除却 希望あり	未定・ 意向なし	送り 戻し※2	無回答 ※3	所有者不明 放棄含む※4		
		実施 (補助)	解体 済み等※1								
東郷	29	2	1	3	24	10	14	2	0	2	2
羽合	17	2	1	3	16	6	10	2	0	2	8
泊	28	1	0	1	10	7	3	5	0	5	6
合計	74	5	2	7	49	22	27	9	0	9	16

- ※1 指導を行った後、自ら解体または改修が行われたもの。
- ※2 連絡先が不明なもの。または発送者に対して宛先不明として返送されたもの
- ※3 発送及び連絡に対し回答がないもの
- ※4 所有者不明・相続放棄・破産終結等のもの

除却した家屋の例



特定空き家等への勧告について

再三の指導にも関わらず、改善の意思表示のない空き家等所有者に対し、勧告を実施

勧告等措置のフロー図

R6.6

- ・家屋調査
- ・所有者調査
- ・基準作成

R6.7

勧告を踏まえた事前指導

期限を定め、
勧告の開始
日を明示

※指導に対し、改善の意思表示があった場合には助言のもと、事由の改善へ

R6.12

町空き家対策協議会

- ・意見聴取

- ・避難路又は通学路に面している
- ・指導を複数回行っている
- ・勧告対象者が明らかになっているなど

R7.1～

勧告（法22条第2項）

住宅用地特例の廃止

改善が見られない場合

相当の猶予期間

改善が見られた場合

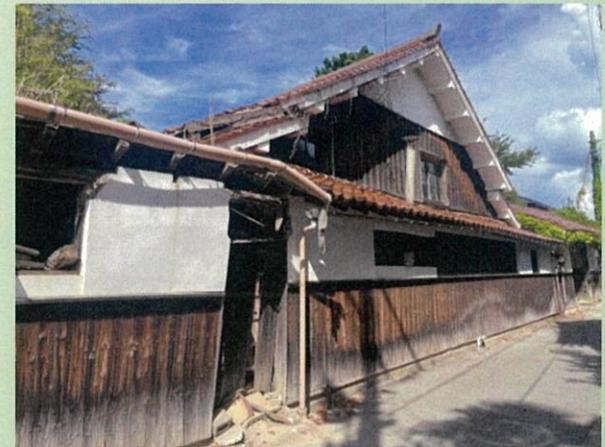
R7年度以降

命令等（法22条第3項）

協議会への改善報告

※協議会へ意見聴取

下浅津地内



松崎地内



園地内



危険な空き家の解体を支援します!!

【湯梨浜町老朽危険空き家等除却支援事業】

湯梨浜町では、安心安全なまちづくりを推進するため、利用されず老朽化した空き家等の除却を支援しています。

全町的な空き家調査により、危険度が高い空き家を「特定空き家等」と判定し、所有者に対して助言・指導を行っています。本補助金は、助言・指導等が行われた空き家を対象となりますが、現状により再調査を行い、助言・指導を行う場合もありますので、老朽化した空き家をお持ちの方はご相談ください。

1 補助の要件

湯梨浜町空き家等の適正管理に関する条例または空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導、勧告または命令により除却する空き家等のうち、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ①倒壊すれば前面道路を封鎖(一部封鎖を含む)し、災害時の避難、救援活動及び物資輸送等に支障が生じるおそれがあるもの。
- ②繁華街や幹線道路に面し、倒壊すれば通行人及び車両等に被害を与えるおそれがあるもの。
- ③倒壊すれば隣地の建築物等が損壊し、その居住者に被害を与えるおそれがあるもの。

2 補助金の額

補助対象経費に補助率を乗じた額と限度額のいずれか低い額。

3 補助対象経費

空き家等の除却(空き家等の解体、撤去、廃材等の処分及び跡地の整地)に要する経費。

4 補助率

- ①空き家等の除却によるもの(空き家に附属する非住家建築物でこの住宅とともに除却されるものを含む。)：除却費用の5分の4
- ②非住家建築物のみ除却するもの：除却費用の3分の2

5 限度額(令和6年度)

1件当たり2,000千円

※上記に加え、町要綱により「国土交通省が策定する標準除却費を限度とする除却費用に補助率を乗じた金額」と定めていますので、年度により限度額が変動します。詳しくは建設水道課までお問い合わせください。

＜湯梨浜町ホームページから抜粋＞

放課後児童クラブについて 【教育民生常任委員会】

1 運営状況（令和4年度）

令和4年度から運営を民間業者に委託し、放課後と土曜日に昼間保護者のいない家庭の児童の預かりを実施。安心して過ごせる居場所を安定的に提供でき、保護者の子育てと仕事の両立を支援できた。

民間業者が保護者からの要望を受け、土曜日・長期休暇中の開所時刻を、朝8時から7時30分に7月から変更した。

【成果及び評価】

民間業者への委託により支援員の確保状況が改善し、運営の安定化が図られた。これまで手薄だった支援員研修の実施や保護者へのお便り発行など、サービス向上の取り組みにも着手した。

保護者アンケート総合評価では、大変満足49%・満足44%・どちらともいえないが7%で、不満・大変不満は0%であった。

【課題】

施設規模に対して利用児童数が多く、過密な状況にあるクラブへの対応について、施設の拡充や申込制限などの方法を担当課内で検討したが、具体的な対策に至っていない。

2 来年度以降の運営体制について

(R6.9.17子育て支援課から教育民生常任委員会への報告)

(1) 概要

羽合地域の児童数は、今後数年、現状のまま高い水準で推移する見通しであり、過密状態となっている羽合第1・第2児童クラブの受入体制確保が課題となっている。

この課題に対応するため、旧たじりこども園施設を放課後児童クラブに転用して、受入体制の拡充を図り、令和7年4月の新学期から開所する方向で検討を進めたい。

(2) 羽合地域の児童数推移の見込み

別紙のとおり560人～590人で推移し、過去5年間の平均児童数より増加する見通し。

※特定地域選択制により羽合地域から泊小学校へ通学する児童がいるため、実際の羽合小学校の児童数は推計より少なくなる。

(3) 運営体制の検討

①R7利用者数見込み

※児童数はR5.10教育総務課推計値、利用率はR5実績による。

(単位：人)

	児童数	登録数	利用者数	R5登録率	R5利用率
1年	111	92	62	82%	56.2%
2年	111	72	47	65%	42.7%
3年	74	40	24	54%	32.6%
4年	94	34	14	37%	15.1%
5年	91	16	8	18%	8.3%
6年	92	7	1	8%	1.1%
計	573	261	156		

■登録数=R7児童数見込×R5登録率 ■利用者数=R7児童数見込×R5利用率
(利用定員目安) ■羽合第1：40人 ■羽合第2：80人

②R7以降の運営体制案

	羽合第1	羽合第2	現状 たじり こども園	課題等
現行	1年生 (62人)	2～6年生 (94人)		・第1、第2とも定員超過
案①	2年生 (47人)	3～6年生 (47人)	1年生 (62人)	・定員とのバランス（第2の利用が少ない） ・利用見込みから、たじりは2単位（80人）の職員配置が必要
案②	4～6年生 (23人)	2～3年生 (71人)	1年生 (62人)	・定員とのバランス（第1の利用が少ない） ・校舎敷地内の施設は、元々、低学年の利用を想定 ・利用見込みから、たじりは2単位（80人）の職員配置が必要
案③	1年生 (44人)	2～6年生 (74人)	田後地域 (38人)	・地域分けの妥当性（たじりこども園に近いのは田後区と長瀬西部区の一部。東田後区は遠い。） ・児童クラブへの移動時間帯が学年により異なることへの対応

(4) 準備スケジュール (案)

- R6.12 ◆12月議会 (債務負担行為補正)
 - 保護者周知
- R6.12 ■プロポーザル募集開始
- R7.1～ ○新年度児童クラブ利用者募集
 - プロポ提案～審査～受託候補者決定～契約
- R7.2 ○入学説明会
(新年度児童クラブ利用申込手続きについて説明)
- R7.3 ○新年度児童クラブ利用決定通知
 - ◇開所準備

(5) 検討課題

- 学校から施設までの移動方法について
 - ⇒登校は徒歩圏内であるが、移動時の安全を確保するうえでは車両による移動も選択肢となる。諸条件を勘案し、徒歩または車両移動のどちらが良いか検討が必要である。
- 将来的な児童クラブ新設、増築について
 - ⇒ここ1年余りの間にはわい長瀬で41戸、田後で13戸の宅地造成が行われるなど、田後・長瀬地域での住宅新築が増加傾向にある。これに伴い、同地域の出生数増も見込まれることから、人口の推移とたじりこども園の老朽化を考慮しながら、児童クラブの新設、増築についての検討が必要である。

<参考>2025年～2032年の推計児童人口

(単位：人)

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	合計
推 計 人 口	令和7年	114	109	77	96	99	95	590
	令和8年	88	112	107	76	99	99	581
	令和9年	86	86	110	106	79	99	566
	令和10年	96	85	85	109	109	79	563
	令和11年	112	94	83	84	112	108	593
	令和12年	84	110	92	82	88	111	567
	令和13年	103	82	108	91	85	88	557
	令和14年	104	101	81	107	95	85	573

(6) 教育民生常任委員会、委員からの提案等

現たじりこども園を使うとなると改修工事費用がかかる。移動にも経費がかかると思われ、財政面を考慮し羽合小学校の教室を活用してはどうか。

委員からの提案を受け、町執行部は羽合小学校とも協議検討を進めているが、まだ結論は出ていない。令和7年4月の開所に向け、早急に結論を出す必要がある。

病児保育事業について 【教育民生常任委員会】

1 経過状況

(1) 令和5年当初

アロハこどもクリニック病児保育の施設整備費に係る市町村負担額を、全額湯梨浜町が負担する案で確認したところ、倉吉市は不参加、北栄町・三朝町は賛同も倉吉市の参画を注視。琴浦町は保留。

(2) 令和5年7月

倉吉市長及び担当部局と再協議。中部1市4町で取り組むことを目指し、具体的な検討を始めることに合意を得、その後、琴浦町の参加意向を確認。

2 想定スケジュール

令和6年7月工事着工。12月完成予定。令和7年1月中旬運営開始。

3 運営開始までに検討、処理すべき事項

(1) 国・県補助金交付申請（国・県からの案内があり次第申請）

①運営費：子ども・子育て支援交付金

（市町村負担額は年間368万円程度を見込み、市町村の利用者実績による按分負担を想定。）

②予約システム導入費：保育対策総合支援事業費補助金

③予約システム利用料：病児保育ICT化導入促進事業

(2) 利用者及び小児科医・病児保育施設の手続きの検討（倉吉市と協同）

①医師連絡票の検討（幅広く中部圏域の医療機関から受け入れるなら、簡易な様式にする必要がある。「きらきら園」とも統一した様式とする。）

②小児科医及び病児保育施設への個別説明と協力依頼

(3) 給食関係

①ながせこども園への具体的な委託内容（委託金額等）の検討

中学校跡地利用について 【教育民生常任委員会】

○【旧東郷中学校跡地】

1 基本協定の締結について

(1) 松井酒造の総合評価

事業計画（第1期5ヵ年）で利用が計画されている敷地は、全体の敷地27,030㎡のうち約6,000㎡であり、これ以降の対象地全体の有効利用については、不確実性を排除できない。

一方、これまでの経営実績、ジャパンウイスキーの国内外の需要及び同社の商品の品質（受賞歴）を踏まえると、観光客数の増加や雇用創出等による地域活性化が期待できるとともに、対象地に隣接する福羅酒造(株)との相乗効果も見込まれる。

2 基本協定の概要

(1) 協定締結日：令和6年4月2日

(2) 協定の相手：松井酒造合名会社

(3) 協定の目的：旧東郷中学校跡地活用事業の開始及びそれに向けた準備並びに事業に必要な施設の整備運営の円滑化を図る。

(4) 活用する土地：全敷地面積27,030㎡

3 公有財産売買契約締結に向けた協議等

(1) 売買金額：139,697,506円

(2) 所有権移転・買戻特約登記：令和6年7月21日

(3) 旧東郷運動場と同西の駐車場を買戻特約地とし、その財源とし5,242万円を積み立てる。

4 松井酒造合名会社「湯梨浜蒸溜所（仮称）」建設計画

(1) ビジョン・目標：2025年からの5年間で、20基のポットスチルを設置し、アジア最大のウイスキー蒸溜場の建設。

(2) ターゲット：国内外の観光客。

(3) サービス内容：蒸溜所見学・試飲サービス。

(4) 湯梨浜町のメリット：最大規模の蒸溜所施設をようする日本有数の観光地となる。

○【旧北溟中学校跡地】

1 最初の公募条件

- ①土地の使用方法：売買または賃貸借
- ②売買基準価格：旧北溟中学校跡地（2区画）
約2億7,510万円・約8,440万円
旧羽合体育館跡地 約1,970万円
- ③貸付基準価格：年間額 1㎡516円・408円

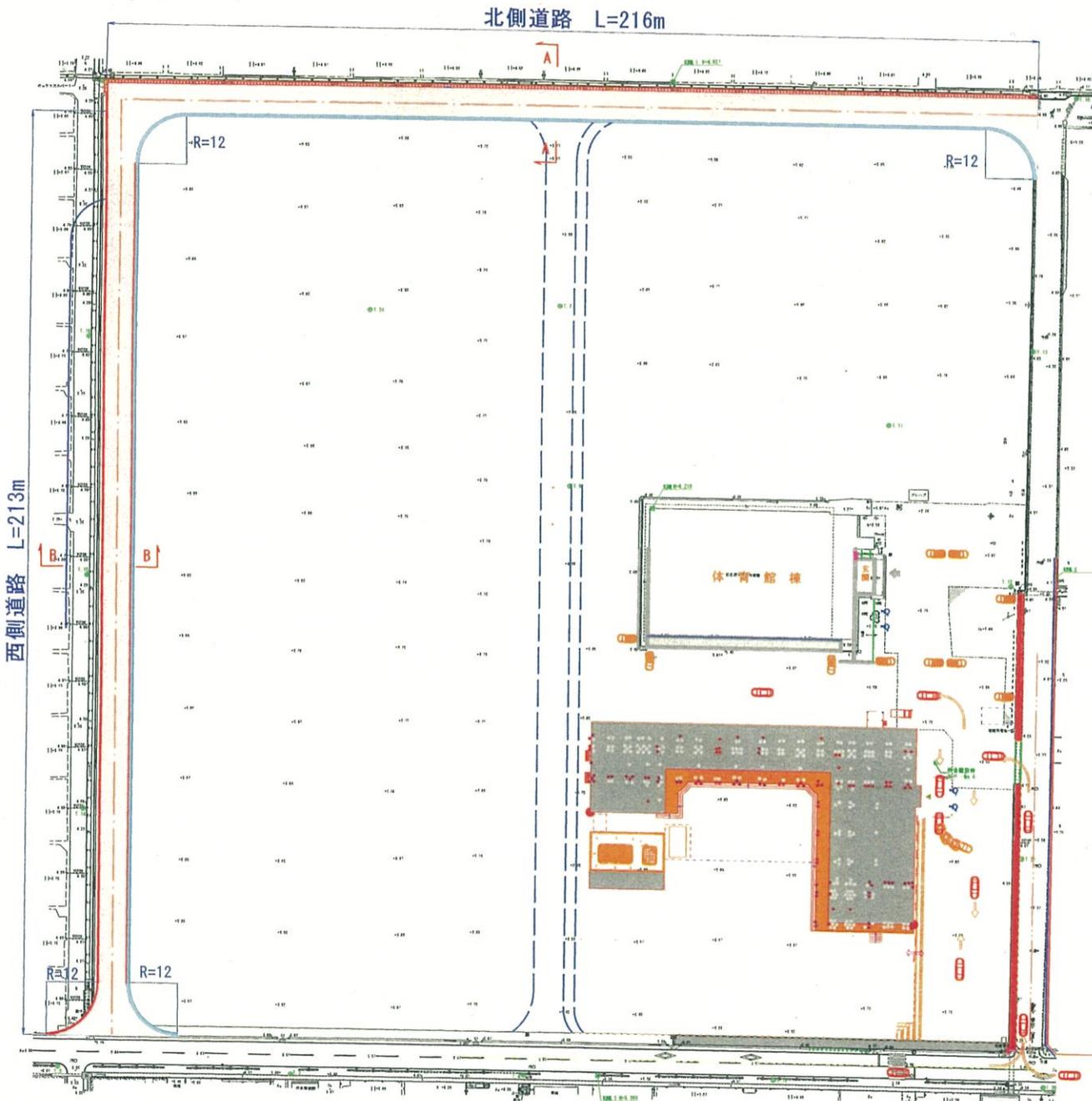
2 これまでの経過

2021年11月から2022年2月にかけて利活用事業者を公募したが、事業者選定にはいたらなかった。2023年に再募集を行ったが、受付締切の2024年1月まで申し込みが無かった。

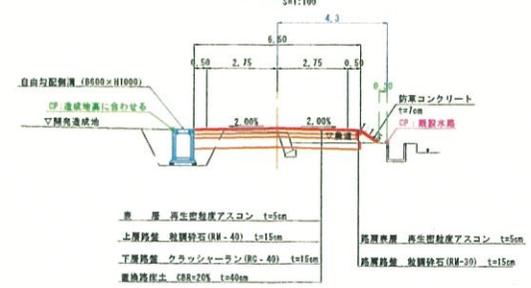
今後は、たじりこども園が隣接するため、この点を考慮した事業内容を検討し募集を行う。町道整備敷計画（敷地の北・西側）が最終決定していないため敷地面積も決定しておらず、募集は2025年度になると思われる。

中学校跡地利用に係る取組状況について (旧北溟中学校跡地の町道整備計画)

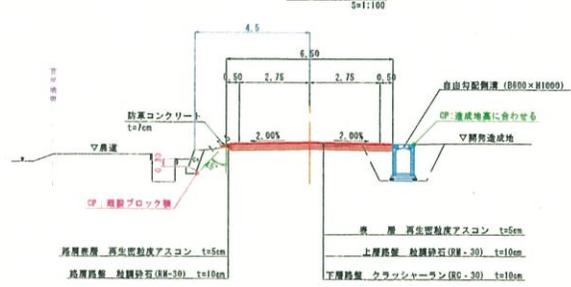
S=1:500



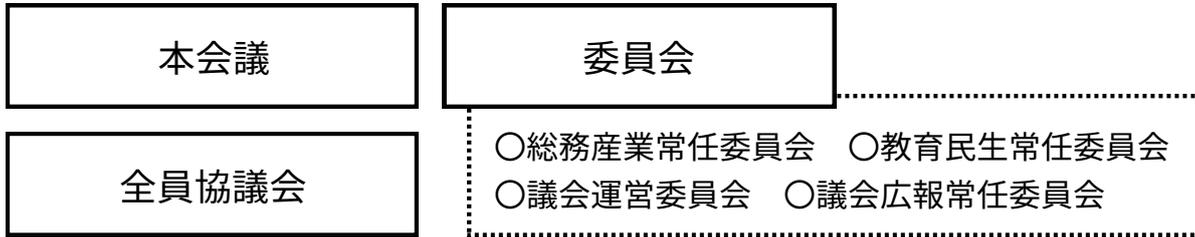
A-A 断面図



B-B 断面図



議会の構成



議会の広報

議会だより 	<ul style="list-style-type: none">年4回発行定例会(3・6・9・12月)終了後から編集会議を実施。3か月間の委員会・全員協議会・本会議の内容から重要項目をピックアップ議員が企画・取材・撮影・編集。校了までに4～5回の編集会議を実施。
議会の動画 	<ul style="list-style-type: none">全員協議会、総務産業常任委員会、教育民生常任委員会の様子を録画放送内容の確認、編集後にyoutubeにアップ確認・編集に時間がかかっているため、ライブ配信など改善を検討中チャンネルの運用指針を作りたい
議会ページ (町ホームページ内)	<ul style="list-style-type: none">議会の概要、議員名簿・委員会構成、議会だより、議会の動画(youtubeへリンク)、意見交換会でのご意見等を掲載
TCC	<ul style="list-style-type: none">本会議はTCCさまが録画放送

議会広報として紙媒体の議会だよりの他、youtubeに動画も掲載していますが、いずれも人力での作業が多く、みなさまへご覧いただくまでに時間が多くかかっているのが課題と感じています。

AIを使った校正や動画編集の効率化・自動化等の試みでよりタイムリーに情報をお届けすることを旨とし、チャンネル運用指針の見直しによって議会をより身近に感じていただける仕組みづくりに向かいたいと考えています。